

事務連絡
平成 23 年 11 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

一般用医薬品の区分リストの変更についての訂正について

平成 23 年 9 月 30 日付け薬食発 0930 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「一般用医薬品の区分リストの変更について」が発出されたところですが、同通知の別添 1 及び別添 2 において一部誤りがあったので、下記のとおり訂正方よろしくお願いいたします。

記

○ 別添 1 「2. 別紙 2（第二類医薬品）」の「（2）（5）の「○生薬及び動植物成分」の変更点」について以下のとおり訂正する。

1. 「イ、「告示名」欄を次の表のとおり変更する。」の訂正箇所

| 正 | 誤 |
|--|--|
| サイシン。ただし、外用剤を除く。 | サイシシ。ただし、外用剤を除く。 |
| サイシン。ただし、外用剤及び 1 日量中サイシン 0.3g 以下を含有するものを除く。 | サイシシ。ただし、外用剤及び 1 日量中サイシシ 0.3g 以下を含有するものを除く。 |
| ジャシヨウシ。ただし、外用剤を除く。 | ジャシヨウジ。ただし、外用剤を除く。 |
| ジャシヨウシ。ただし、外用剤及び 1 日量中を除く。ジャシヨウシ 0.6g 以下を含有するものを除く。 | ジャシヨウジ。ただし、外用剤及び 1 日量中を除く。ジャシヨウジ 0.6g 以下を含有するものを除く。 |
| ハンゲ。ただし、外用剤（粘膜に使用する製剤を除く。）及び 1 日量中ハンゲ 0.6g 以下を含有するものを除く。 | ハンゲ。ただし、外用剤（粘膜に使用する製剤は除く。）及び 1 日量中ハンゲ 0.6g 以下を含有するものを除く。 |
| リュウタン。ただし、外用剤及び 1 日量中リュウタン 0.75g 以下を含有するものを除く。 | リュウタン。ただし、外用剤及び 1 日量中リュウタン 0.75g 以下を含有するものを除く。 |

山 梨 県
衛生薬務課

23.11.24

衛薬 第 2410 号
-2-

2. 「ウ. 次のものを削除する。」の訂正箇所

| 正 | 誤 |
|--------|--------------------|
| ビワヨウ | ビワヨウ。ただし、外用剤を除く。 |
| ボチョウコウ | ボチョウコウ。ただし、外用剤を除く。 |

3. 「エ. 「別名欄」に次のとおり追加する。」へ次のものを追記する。

- ・「ビヤクキョウサン。ただし外用剤を除く。」の別名に「ビヤクキョウザン」を追加する。

○ 別添1 「3. 別紙3（第三類医薬品）」の「○生薬及び動植物成分」の変更点について以下のとおり訂正する。

1. 「イ. 「成分名」欄を次の表のとおり変更する。」の訂正箇所

| 正 | 誤 |
|--|--|
| <u>カイバ</u> 。ただし、外用剤に限る。 | ガイバ。ただし、外用剤に限る。 |
| <u>カイバ</u> | ガイバ |
| <u>カゴソウ</u> 。ただし、外用剤に限る。 | ガゴソウ。ただし、外用剤に限る。 |
| <u>カゴソウ</u> | ガゴソウ |
| <u>ジャシヨウシ</u> 。ただし、外用剤に限る。 | <u>ジャシヨウジ</u> 。ただし、外用剤に限る。 |
| <u>ジャシヨウシ</u> 。ただし、外用剤及び1日量中を除く。 <u>ジャシヨウシ</u> 0.6g以下を含有するものに限る。 | <u>ジャシヨウジ</u> 。ただし、外用剤及び1日量中を除く。 <u>ジャシヨウジ</u> 0.6g以下を含有するものに限る。 |
| <u>ハクシニン</u> 。ただし外用剤に限る。 | <u>ハクニシン</u> 。ただし外用剤に限る。 |
| <u>ハクシニン</u> | <u>ハクニシン</u> |

2. 「エ. 「別名欄」に次のとおり追加する。」へ次のものを追記する。

- ・「ビヤクキョウサン。ただし外用剤に限る。」の別名に「ビヤクキョウザン」を追加する。

○ 別添2 別紙2の(5)の「○生薬及び動植物成分」について、以下のとおり訂正する。

| 訂正箇所 | 正 | 誤 |
|-----------------|---|---|
| 第31項告示名欄のただし書き中 | <u>1日量中カンゾウ</u> 1g未滿を含有するもの及び <u>1日量中カンゾウ</u> <u>1g</u> 以上を含有するもの | <u>一日量中カンゾウ</u> 1g未滿を含有するもの及び <u>一日量中カンゾウ</u> <u>1g</u> 以上を含有するもの |
| 第137項別名等欄 | <u>ビヤクキョウザン</u> | (空欄) |

○ 別添2 別紙3の「○生薬及び動植物成分」について以下のとおり訂正する。

| 訂正箇所 | 正 | 誤 |
|--------------------------|--|---|
| 第73項成分 名欄のただし 書き中 | <u>1日量中カンゾウ 1g未満を含有するもの及び1日量中カンゾウ1g以上を含有するもの</u> | <u>一日量中カンゾウ 1g未満を含有するもの及び一日量中カンゾウ<u>一</u>g以上を含有するもの</u> |
| 第332項別名 等欄 | <u>ビヤクキョウザン</u> | (空欄) |
| 第409項成分 名欄のただし 書き中 | <u>リュウタン</u> | <u>リュタン</u> |

以上